

## 第7次千葉市障害者計画等策定支援業務委託企画提案募集要項

### 1 趣旨

この要項は、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「第7次千葉市障害者計画・第8期千葉市障害福祉計画・第4期千葉市障害児福祉計画」（令和9～令和11年度）に係る策定支援業務の受託者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な手続き等について定めるものである。

本計画は3年に一度、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき策定するもので、障害者施策を取り巻く現状や多様化するニーズを踏まえ、今後の障害者施策の方向性を明らかにし、総合的かつ体系的に施策を推進することを目的としている。

本計画の策定にあたっては、本市の課題等の特性を踏まえた計画の施策体系や、施策に関する提案を求めるため、令和7年度に実施した団体ヒアリング及び「第7次千葉市障害者計画等策定に係る実態調査」結果並びに千葉市障害者施策推進協議会の関連資料等を正確に分析し計画に反映できる障害福祉施策に関する専門的な知識を有した質の高い業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

### 2 業務の概要

#### (1) 委託業務内容

第7次千葉市障害者計画等策定業務委託

（委託業務内容の詳細は、別添の仕様書のとおり）

#### (2) 策定計画

第7次千葉市障害者計画・第8期千葉市障害福祉計画・第4期千葉市障害児福祉計画

#### (3) 委託内容

別紙「仕様書」のとおり

#### (3) 委託期間

契約締結日～令和9年3月24日（水）

#### (4) 履行場所

本市の指定する場所 他

#### (5) 委託金額

5,000,000円（消費税及び地方税相当額を含む。）を上限とする。

#### (6) 支払条件

業務完了検査後、一括払い

### 3 参加資格

プロポーザル（企画提案）に参加を希望する者は、次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和2年度から令和6年度までに政令市、特別区、中核市、施行時特例市、国又は都道府県において同種業務委託の履行実績を有すること。
- (2) 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格者名簿に登載されかつ、希望業種情報について第1希望「調査・計画」として登録されている者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
  - イ 当該業務の応募日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
  - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
  - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
  - オ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
  - カ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの
  - キ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）又は千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、当該業務の参加申込期限日から審査による事業者決定日までの間に受けている者
- (4) 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第9条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者ではない者。

### 4 参加手続き

- (1) スケジュール（予定）

ア	募集要項の公表	令和8年2月24日（火）
イ	質問受付期限	3月2日（月）
ウ	質問回答ホームページ掲載	3月4日（水）までの間に随時掲載
エ	参加申込期限	3月9日（月）
オ	参加資格確認結果通知	3月12日（木）
カ	企画提案書の提出期限	3月18日（水）
キ	プレゼンテーション審査会候補日	3月27日（金）又は25日（水）
ク	優先交渉者（契約候補者）の決定	3月下旬
ケ	契約締結・事業開始	4月1日（水）

(2) 内容に関する質問

本企画提案募集では説明会を実施しないため、本企画提案実施要項、仕様書の内容について、不明な点が生じた場合は、下記により質問すること。

ア 受付期間

令和8年2月24日（火）から令和8年3月2日（月）17時まで

イ 質問方法

質問書（様式第4号）に記載し、電子メールで送信すること。持参、郵送、電話での質問及び受付期間を過ぎて提出された質問は受け付けない。電子メールの件名は、「第7次千葉市障害者計画等策定支援業務委託企画提案質問書（法人名）」とすること。なお、公募に関する必要項目についてのみ質問を受け付けるものとする。

(3) 参加申込書の提出

企画提案に参加を希望する場合は以下の書類を提出すること。

ア 提出書類

①	企画提案参加申込書（様式第1号）
②	提案者に関する調書（様式第2号）
③	誓約書兼同意書（様式第3号）
④	同種業務の履行実績を証明する書類（契約書の写し、概要等の実績がわかるもの）

イ 提出期限

令和8年3月9日（月）17時まで（土、日及び休日を除く9時から17時まで）

なお、郵送の場合は締切日に必着のこと。

ウ 提出場所

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市役所高層棟9階障害者自立支援課

エ 参加資格確認結果通知の送付

上記により提出された書類の内容に基づき、参加資格の確認を行い、令和8年3月12日（木）に参加の可否について通知する。

(4) 企画提案書の提出について

参加資格確認結果通知により参加可能の通知を受けた者は、以下により企画提案書を提出すること。

ア 提出書類

(ア) 提案書表紙（様式第5号）

(イ) 企画提案書（様式任意）

イ 企画提案書の内容

仕様書を熟読のうえ、下記の①から⑦までに記載する全ての項目を盛り込むこと。

①業務実績

②業務実施体制（体制に関わる者の経歴及び専任又は兼任の別について記載すること）

③業務実施方針（以下の③-1～③-4を全て盛り込むこと）

③-1 国の動きや現行計画の課題等

③-2 第7次千葉市障害者計画等の方向性（重点課題、全体構成）に関する提案

③-3 計画書の改善提案（内容・施策・ページ構成・レイアウト等）

③-4 その他、実施可能な策定支援手法について等（他都市との計画策定支援実績を含む）

④業務実施計画

⑤見積書

⑥見積額内訳

ウ 提出期限

**令和8年3月18日（水）17時まで**（土、日及び休日を除く9時から17時まで）

エ 提出場所

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市役所高層棟9階障害者自立支援課

オ 提出部数

10部（正本1部、副本9部）

※副本は企画提案書の内容から社名等が判別・特定できないよう必要な措置を講ずること。

## 5 事業者選定について

(1) 審査方法

審査は、「資格要件の確認」及び「プレゼンテーション審査」の2段階を経て行う。

(2) 資格要件の確認方法

本募集要項「4 参加手続き（3）参加申込書の提出 ア 提出書類」により提出があった企画提案参加申込書等について、本募集要項「3 参加資格」の参加資格要件すべてを満たしているか確認する。

(3) 資格要件の確認結果の通知

企画提案参加申込書を提出した者には、令和8年3月9日（月）までに、企画提案参加資格確認結果通知書を電子メールにて送付する。書面は追って郵送する。

なお、資格要件の確認結果に関する異議申立ては一切応じない。

(4) プレゼンテーション審査の開催の概要

プレゼンテーション審査に参加することが認められた者の企画提案について、次のとおりプレゼンテーション審査を行う。

プレゼンテーション審査は、「千葉県障害者計画等策定業務委託プロポーザル選考委員会設置要領」に基づき設置している「障害者計画等策定業務委託プロポーザル選考委員会（以下、「委員会」という。）」の委員が審査し、選考を行う。

ア 日時 令和8年3月27日（金）又は25日（水）（予定）

詳細な日時は、後日通知する。

イ 会場 千葉県役所本庁舎の会議室（住所：千葉県千葉市中央区千葉港1番1号）詳細な場所は、後日通知する。

ウ 出席人数 2人まで

エ 説明時間 30分以内（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）を予定

オ 説明に当たっての留意事項

(ア) プレゼンテーションに必要な機器類の準備は各自で行うこと。ただし、プロジェクター及びスクリーンは市にて用意する。また、接続等のトラブルがあった場合、市では責任を負わない。

(イ) 説明は、事前に提出した企画提案書一式のみに基づくこととし、追加資料の配布は認めない。プロジェクター及びスクリーンを使用する場合、表示する資料は企画提案書と同一のものとする。

(ウ) プレゼンテーション審査は、千葉県情報公開条例第7条第1項第5号の規定により、非公開で行う。

(5) プレゼンテーション審査の審査方法

ア 千葉市で設置する選定委員会で、企画提案書について書面審査を行い、

(9)に掲げる審査基準に基づき、審査を実施し、委員による採点の合計点数（以下「評価点」という。）が最も高い者を事業実施予定者として選定する。

イ アで選定した事業実施予定者が辞退又は失格となった場合は、評価点が次順位の応募者を事業実施予定者として選定することとし、以降も同様とする。

ウ 最多得点の提案が複数あった場合は、見積金額の低い者を事業実施予定者として決定する。

エ 合計点数が満点の60%を下回った応募者は、委員で協議の上選定の対象と

しないことができる。

オ 応募者が1社の場合であっても評価を実施する。

(6) プレゼンテーション審査の審査項目及び審査基準

No.	審査項目	審査の着眼点	配点
1	委託業務の目的の理解	現在の障害者施策を巡る社会情勢と本市がおかれている状況等を的確に把握するとともに、業務の目的を理解した内容となっているか	5
2	業務実施方針及び手法	業務実施方針は、妥当であるか	10
		業務実施手法は、妥当であるか	10
		国や本市の障害者施策への十分な理解のもと、本市の現行計画に係る課題や問題の認識は妥当か	20
		本市の地域ごとの実態や本市特有の課題を踏まえた提案となっているか	20
3	業務遂行体制及び能力	提案内容を確実に実現するための体制と能力を備えているか	20
4	業務実績	自治体等での類似の業務実績があり、その内容から本事業の遂行能力があると認められるか	10
5	その他提案事項	事業者の技術力を活かし、独創性がある効果的な提案となっているか	5
合 計			100

(7) 提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効または失格とする。

- ア 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- イ 委託料が本募集要項2（5）に記載する委託金額を超過した場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載や重要な誤脱があった場合
- エ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態となった場合
- オ 審査の公平を害する行為等があった場合
- カ その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

(8) 選考結果の通知

ア 通知日

令和8年3月下旬

イ 通知方法

企画提案者全員へ結果通知書を郵送するとともに、市ホームページで公表する。

なお、選考結果に関する問い合わせには一切応じない。

## 6 契約について

### (1) 契約の締結

ア 審査により選定された事業実施予定者を委託契約候補者とし、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意した後に、提案者より改めて見積書を徴し、予算の範囲内で随意契約により契約締結するものとする。

イ 前項の交渉が不成立の場合には、千葉市は順次、評価点が次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。

### (2) 留意事項

ア 契約にあたっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。

イ 提案された企画案は、あくまでも委託事業者選定の審査材料となるものであり、実際の業務遂行にあたっては、発注者と協議して決定することとなるので留意すること。

ウ 契約保証金は、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。

エ 業務の一部について、他者に委託する際は、事前に千葉市の承諾を受けること。

オ 委託費の支払いについては、業務委託完了後一括払いとする。

### (3) 守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た情報については、千葉市の承認を得ることなく第三者に漏らしてはならない。

## 7 その他

(1) 企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、企画提案者の負担とする。

(2) 企画案は、1社1案のみ提出すること。

(3) 提出された企画提案書等、書類一式については、返却しない。

(4) 応募書類や選考結果は、千葉市情報公開条例（平成12年市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、委託事業者選定期間中は、同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。

(5) 作成業務においては、企画案を尊重するが、必ずしも企画どおりになるものでなく、市と協議の上で修正指示を行う場合がある。

(6) 本委託に係る予算が議会の議決が得られない場合は、契約手続きを中止する。

## 8 問合せ先

千葉県保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号（千葉市役所本庁舎9階）

電話：043(245)5175

Eメール：shogaijiritsu.HWS@city.chiba.lg.jp

担当：企画班 垂見、高橋